

公 示

公示第 7 0 号

特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について

特定旅客自動車運送事業者の法令違反について、道路運送法第 4 3 条第 5 項、第 4 0 条の規定に基づく許可の取消等の行政処分等を行う際の基準を下記のとおり定めたので公示する。

令和 8 年 1 月 2 9 日

北陸信越運輸局長 佐 橋 真 人

記

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 2 5 年 9 月 2 0 日付け、公示第 4 2 号。以下、「乗合の処分基準」という。）を準用する。

この場合において、「一般乗合旅客自動車運送事業」とあるのは、「特定旅客自動車運送事業」と読み替えるものとする。

附 則

1. 本公示は、令和 8 年 1 月 2 9 日から施行する。
2. 本公示の施行の日前に乗合の処分基準に基づき付された違反点数は、本公示により付されたものとして取り扱うものとする